	社会福祉援助技術論	三〇	六〇
	社会福祉援助技術演習	六〇	六
	児童相談所等運営論	三〇	六二
	医学一般	三〇	六二
	法学	三〇	六二
	心理学	三〇	六〇
	社会学	三〇	六〇
実習	児童福祉現場実習	一八〇	一八〇
	児童福祉現場実習指導	九〇	一八〇
その他	必修科目又はそれ以外の科目	四二〇	
合計		合計一、二〇〇	合計一、二八一

備考　指定施設（第五条の三に規定する施設）において一年以上相談援助の業務に従事した後、入所する者については、児童福祉現場実習指導及び児童福祉現場実習指導の履修を免除することができる。

講習会の受講終了時までに、指定施設において一年以上相談援助の業務に従事した場合も同様とする。

別記様式第十五号様式の次に次の様式を加える。

第十六号様式（第五条の二の六関係）

表　縦十センチメートル　横八センチメートル

証　明　書

第　号　平成　年　月　日交付

所　属

職　氏　名

都道府県知事　㊞

右の者は、児童福祉法施行令第三条の二第七項、第八項及び第九項の規定により指導又は帳簿書類その他の物件の検査を行う職員であることを証明する。

裏

児童福祉法施行令第三条の二　（略）

②～⑥　（略）

⑦　都道府県知事は、法及びこの政令の施行に必要があると認めるときは、その必要な限度で、指定児童福祉司養成施設等の長に対し、教育方法、設備その他の事項に関し報告を求め、若しくは指導をし、又は当該職員に、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

⑧　前項の規定による検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

⑨　第七項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められてものと解釈してはならない。

⑩・⑪　（略）

（食品衛生法施行規則の一部改正）

第二条　食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第五十二条第二項中「第九条第一項第四号」を「第九条第一項第一号」に改める。

第五十七条中「厚生労働大臣」を「当該登録に係る講習会の実施地の都道府県知事」に改める。

第六十一条中「厚生労働大臣」を「その登録講習会の実施地の都道府県知事」に改める。

第七十九条第一項ただし書を削り、同項第五号から第十号までを削り、同条第二項を削る。

（消費生活協同組合法施行規則の一部改正）

第三条　消費生活協同組合法施行規則（昭和二十三年大蔵省、法務庁、厚生省、農林省令第一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二百五十五条」を「第二百五十四条」に、「第二百五十六条」を「第二百五十五条」に、「第二百五十八条」を「第二百五十七条」に改める。

第百五十九条第一号中「主たる事務所」を「主たる事務所の所在地の変更（行政庁の変更を伴わないものに限る。）」に改める。

第百六十六条中「第五十条の四第一項」を「第五十条の四」に改め、「地方厚生局長（地域又は職域が二以上の地方厚生局の管轄区域にわたる組合にあつては、厚生労働大臣。第二百三条において同じ。）」を「行政庁」に改める。

第二百一条第一項及び第三項並びに第二百二条第一項及び第二項中「第五十条の十四第一項」を「第五十条の十四」に改める。

第二百三条第一項中「第五十条の十四第一項」を「第五十条の十四」に、「地方厚生局長」を「行政庁」に改め、同条第二項中「地方厚生局長」を「行政庁」に改める。

第二百五十五条を削り、第二百五十六条を第十章中第二百五十五条とし、第二百五十七条を第二百五十六条とし、第二百五十八条を第二百五十七条とする。

（医療法施行規則の一部改正）

第四条　医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十九条の二」を「第三十九条」に、「第四十三条の三」を「第四十三条の四」に改める。

第三十九条の二を削る。

第四十三条第二項中「、第二十二条の四の二中「場合であつて、都道府県医療審議会が法第二十三条の二の規定により都道府県知事が措置を採ることが適当であると認める場合」とあるのは「場合」と」を削り、「「管理者」を「「管理者」に改める。

第四十三条の三第一項中「第五条の二十三第一項」を「第五条の二十四第一項」に改め、「及び第五号に掲げる権限（法第六十八条の二の規定により読み替えて適用される法第四十六条の二第一項ただし書、第四十六条の三第一項ただし書、第四十七条第一項ただし書、第六十三条第一項及び第六十四条第一項に規定するものに限る。）」を削り、同項第四号中「第七十一条の三」を「第七十一条の四」に改め、同項第五号から第九号までを削り、同条第二項中「第五条の二十三第二項」を「第五条の二十四第二項」に改め、「及び第五号から第九号まで」を削り、同項ただし書を削り、同条を第四十三条の四とする。